

	71. 漕艇章	★ 考査員認定	
---	----------------	---------	--

考査細目	考査方法	考査のポイント
(1) 水泳章を有すること。	水泳章の提示	—
(2) 艇の点検、整備の要点を知り、説明できること。	口述または記述	・ 整理整頓が重要であること
(3) オールの使用法を説明できること。	実演	・ 4種のいずれか1種。
(4) 不意の風浪による転覆の防止法、浸水または転覆した場合の処置を説明できること。	口述または記述	・ 転覆した場合は艇を離れないことが重要であること
(5) 水上における遭難信号を発信できること。	口述または記述	—
(6) 技能章考査員の立ち会または同乗のもとで、次のア、イを実施すること。 ア 2人乗りまたは3人乗り程度のボートを正しく漕ぎ、各辺50mの正三角形コースを右回り、左回りで各1巡する。 イ 多少の流水面または海上で、他船、棧橋または浮標などに防舷物を使わずに横付け及び離脱ができること。さらに、もやい結び、ふた結びを用いて、艇をもやうこと。	実演	—
(7) 任意の艇で単独または他の者を伴って、1回5時間以上の航行を2回以上行い、その巡航日誌、記録を提出すること。	報告書の提出	—
(8) 自分の経験及び他から学習したことがらに基づき、漕艇上の心得、艇の運用、保管上の注意をまとめ、報告すること。	報告書の提出	—

※ 水辺・水中・水上の活動については、安全器具(ライフジャケット等) が正しく取り扱えること。